

第12705号

平成 30 年 3 月 16 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

ı		
l	□○指定管理者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(環境立県推進課)	1
l	□○保安林の指定に関する予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(森林保全課)	2
l	○保安林の指定に関する予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(" ")	2
l	□○都市計画事業の事業計画の変更認可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
l	○道路の区域変更・・・・・・(道路保全課)	3
l	□ (環境立県推進課) ○ 指定管理者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
l	□○保安林の指定に関する予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(森林保全課)	3
l	○保安林の指定に関する予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
l	○保安林の指定に関する予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(" ")	4
l	○造成宅地防災区域の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
l	○造成宅地防災区域の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(〃)	4
l	○生活保護法に基づく指定医療機関の事業の廃止・・・・・・・・・・・・(社会福祉課)	5
l	○生活保護法に基づく指定医療機関の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・(")	5
l	○生活保護法に基づく指定医療機関の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(" ")	6
l	○造成宅地防災区域の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・(建築課) ○急傾斜地崩壊危険区域の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(砂防課)	7
l	○急傾斜地崩壊危険区域の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
l	○漁船保険義務加入同意の承認(網田加入区、二見加入区、八代加入区)(団体支援課)	7
l	○道路の供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(道路保全課)	7
l	□○収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・(会計課)	8
l	○道路の供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(道路保全課) ○収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・(会計課) ○熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領・・・・・・・・・・・・・・・・・(〃)	8
l	·	
l	○県営土地改良事業計画の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・(農村計画課) ○都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・(建築課)	8
l	□○都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・(建築課)	8
l	○熊本都市計画ごみ焼却場の決定(合志市決定)・・・・・・・・・・・・・・・・(都市計画課)	9
l	○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出に対する市町村等からの意見・・(商工振興金融課)	9
l	○熊本都市計画土地区画整理事業(益城中央被災市街地復興土地区画整	
l	理事業)の決定(益城町決定)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(都市計画課)	9
l	登 載 依 頼	
l	○平成29年度第4回熊本県公立大学法人評価委員会の開催・・・ (公立大学法人評価委員会)	9
١	○平成29年度第2回八代地域保健医療推進協議会の開催・・(八代地域保健医療推進協議会)	10
	○第61回熊本県環境審議会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・(環境立県推進課)	10
١		11
١	○天草不知火海区における漁場計画に関する公聴会の開催(天草不知火海区漁業調整委員会)	13

告 示

熊本県告示第206号

熊本県環境センター条例(平成5年熊本県条例第21号)第13条第1項の規定により 熊本県環境センターの指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の 手続に関する条例(平成16年熊本県条例第44号)第7条第1項の規定により次のとお り告示する。

平成30年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管	理 者	指定の期間
旭段の名称	所 在 地	名称及び代表者	日だり朔雨
熊本県環境センター	熊本市中央区帯山四丁目18番1号	株式会社キューネ ット 代表取締役 西川	平成30年4月1日 から平成33年3月 31日まで
		尚希	

熊本県告示第207号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林 にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。 平成30年3月16日

能本県知事 蒲 島 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡五木村甲字平沢津6451番8から645 1番10まで・6451番12から6451番14まで・6457番1から6457番 5まで・6479番4・6481番・6483番1・6485番3から6485番7ま で・6486番1・6486番9・6486番10・6488番6から6488番8ま で・6488番10・6488番12・6488番253から6488番255まで・ 6488番258·6488番259·6488番263·6488番265·648 8番266・6488番268から6488番271まで・6488番276から64 88番278まで・6488番285・6488番287 (以上44筆について次の図 に示す部分に限る。)、6451番1、6451番3から6451番7まで、6478 番、6479番1から6479番3まで、6482番、6483番2、6485番1、 6486番7、6486番8、6488番1、6488番2、6488番5、6488 番250から6488番252まで、6488番256、6488番257、6488 番260から6488番262まで、6488番264、6488番267、6488 番272から6488番275まで

- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
 - (1)立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産 部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置い て縦覧に供する。)

熊本県告示第208号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林 にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。 平成30年3月16日

> 熊本県知事 蒲 島

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字久石字二ノ多津山1番19、
 - 1番90
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - (1)立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

字二ノ多津山1番19・1番90(以上2筆について次の図に示す部分に限る。) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 イ

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。(2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 一次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置 いて縦覧に供する。)

熊本県告示第209号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の 事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定 により次のとおり告示する。

平成30年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 施行者の名称 八代市
- 都市計画事業の種類及び名称 八代都市計画道路事業3・4・15号八の字線
- 事業施行期間 平成27年6月19日から平成32年3月31日まで 3
- 収用の部分 変更なし 事業地 4 変更なし 使用の部分

熊本県告示第210号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の 区域を変更する。

その関係図面は、平成30年3月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保 全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
一般国道	2 1 9 号	人吉市浪床町字鮒尾 3253番2地先から 人吉市七地町字下須馬場	前	17.6 ~ 43.9	280.2	スマー ト I C 整備(
		1 4 7 5 番 2 地先まで	後	18.8 ~ 43.9	280.2	2 4 条 工事)

区域を変更する期日 平成30年3月16日

熊本県告示第211号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の 供用を開始する。

その関係図面は、平成30年3月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保 全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月16日

熊本県知事 郁 夫 蒲 島

道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等 1

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備考
一般県道	氷川八代 線	八代市宮地町字池尻 558番1地先から 八代市宮地町字福正寺 559番2地先まで	6.44	単橋改

供用を開始する期日 平成30年3月16日

熊本県告示第212号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条 の2の規定により告示する。

平成30年3月16日

熊本県知事 蒲 島

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県人吉市矢黒町字上矢黒2001番1 (次の図に示 す部分に限る。)
- 指定の目的 落石の危険の防止
- 指定施業要件
 - (1)立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに人吉市役所に備え置い て縦覧に供する。)

熊本県告示第213号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条 の2の規定により告示する。

平成30年3月16日

能本県知事 蒲 島

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町大井早字刈場見3484番9・3 484番11・3484番13・3484番15 (以上4筆について次の図に示す部分 に限る。)、3484番10、3484番12、3484番14、3484番99
- 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
- 主伐は、択伐による。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

熊

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに美里町役場に備え置 いて縦覧に供する。)

熊本県告示第214号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条 の2の規定により告示する。

平成30年3月16日

熊本県知事 蒲 島

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町甲佐平字咄合3012番1、30 3 3 番
- 指定の目的 落石の危険の防止
- 指定施業要件
 - (1)立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び 熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第215号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第1項の規定により造成宅地 防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 名ケ迫鶴地区(その2)造成宅地防災区域 阿蘇郡西原村大字小森字名ケ迫鶴809番2、809番8、809番8地先の道の一部 (次の地図に示す部分に限る。)
- 塩井社地区(その3)造成宅地防災区域 阿蘇郡西原村大字小森字塩井社1853番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、18 53番5、1865番1、1865番2、1869番1、1869番2、1869番3、1872番、1874番、1872番地先の道(次の図に示す部分に限る。)、1853番 1地先の道(次の図に示す部分に限る。)、1874番地先の道の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1872番地先の水の一部(次の地図に示す部分に限る。)
- 葉山地区(その1)造成宅地防災区域 阿蘇郡西原村大字小森字葉山384番、385番、385番地先の道の一部(次の地図 に示す部分に限る。)、384番地先の道の一部(次の地図に示す部分に限る。)
- 日向地区(その1)造成宅地防災区域 阿蘇郡西原村大字宮山字日向54番、55番、55番地先の道の一部(次の図に示す部 分に限る。)
- 市川原地区造成宅地防災区域 阿蘇郡西原村大字河原字市川原1081番1の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1 132番、1132番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)
- 滝地区(その3)造成宅地防災区域 阿蘇郡西原村大字河原字滝2343番、2344番、2345番4、2343番地先の 道の一部 (次の地図に示す部分に限る。)

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び西原村役場に備 え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第216号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第1項の規定により造成宅地

防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。 平成30年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 西原地区造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字小森字西原3271番3の一部(次の地図に示す部分に限る。)、3271番1の一部(次の地図に示す部分に限る。)、3188番の一部(次の地図に示す部分に限る。)、3264番の一部(次の地図に示す部分に限る。)、3264番の一部(次の地図に示す部分に限る。)、3264番の一部(次の地図に示す部分に限る。)、3264番地先の水の一部(次の地図に示す部分に限る。)、3264番地先の水の一部(次の地図に示す部分に限る。)

2 山口地区(その1)造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字宮山字山口585番1、585番1地先の道の一部(次の地図に示す部分に限る。)

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び西原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第217号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

平成30年3月16日

医療機関の名称

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

廃止年月日

(医科)

	ひかわ医院	八代郡氷川町島地419-3	平成29年12月1日
(]	歯科)		
	医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
	入江歯科医院	人吉市西間下町166-1	平成29年11月3 0日
	田代歯科医院	阿蘇市黒川1251-1	平成29年12月3 1日

医療機関の所在地

熊本県告示第218号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。平成30年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医 科)

医療機関の名称	変 更	事 項	変更年月日
及び所在地		新	
古屋敷診療所	開	設 者	平成27年5月
球磨郡水上村江 代1658-1	水上村長 廣瀬 親 吾	水上村長 中嶽 弘 継	1 日
永田皮膚科医院	開	設 者	平成28年9月
玉名市中102 7-6	医療法人三精会 理 事長 永田 貴士	医療法人三精会 理 事長 永田 貴久	1 日
西整形外科医院	開	設 者	平成28年10
荒尾市蔵満18 59-1	医療法人 宏徳会 理事長 西 一徳	医療法人 宏徳会 理事長 西 芳徳	月1日

(歯科)			
医療機関の名称	変更	事 項	変更年月日
及び所在地	旧	新	
木庭歯科小児歯	名	称	平成8年4月1
科医院	木庭歯科医院	木庭歯科小児歯科医	日日
山鹿市鹿本町来 民2217-1		院	
木庭歯科小児歯	開	<u></u> 設 者	平成16年4月
不 庭 幽 科 小 冗 幽 科 医 院	医療法人社団健幸会	医療法人社団健幸会	
山鹿市鹿本町来	世事長 木庭 健雄	世事長 木庭 幸子	
民 2 2 1 7 - 1			
(薬局)		-tT	
医療機関の名称 及び所在地	変更	事項	変更年月日
	旧	新	
合資会社山口薬	開	設者	平成22年10
局	合資会社山口薬局代	合資会社山口薬局代	月 1 日
多良木650	表社員 山口 雄之 祐	表社員 師井 祐子	
クスノキ薬局	開	<u> </u>	平成29年1月
御薬園店	株式会社 CISフ	株式会社 CISフ	2 3 目
人吉市七地町2	アーマシィ 代表取	アーマシィ 代表取	
0 - 5	締役 漆野 智康	締役 吉本 二三浩	
すみれ薬局	開	設 者	平成29年7月
菊池郡大津町大	株式会社葵調剤 代	株式会社葵調剤 代	1 日
字室107番地	表取締役 太田郁夫	表取締役 生駒 忠	
	開	史 設 者	亚出现在
アップル調剤薬 局大津店		設 有 有限会社アップル薬	平成29年8月 10日
菊池郡大津町室	有限会社アップル薬 局代表取締役 田村	有限会社/ッノル楽 局代表取締役 山本	
5 3 9 - 1 1	利憲	雄一郎	
熊本調剤薬局	住	所	平成30年1月
光の森店	菊池郡菊陽町光の森	菊池郡菊陽町光の森	1 目
菊池郡菊陽町光	七丁目25番地1	七丁目25-5グリ	
の森七丁目25		ーンズエリア光の森	
エリア光の森1		1 階	
階			

熊本県告示第219号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

平成30年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(歯科)

١,	四 9 1 7		
	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
	いりえ歯科医院	人吉市西間下町166-9	平成29年12月1日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
株式会社亀川薬局	天草市亀場町亀川1681番地1	平成30年1月1日

(訪問看護)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護リハステーショ ン らいと	天草市今釜新町3657-2	平成30年1月4日

熊本県告示第220号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道免地区(Aブロック)造成宅地防災区域

上益城郡甲佐町大字世持字道免467番、475番、476番、467番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、467番地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)

2 道免地区 (Bブロック)造成宅地防災区域

上益城郡甲佐町大字世持字道免463番1、463番1地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、463番1地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)

3 丸山地区造成宅地防災区域

上益城郡甲佐町大字横田字丸山585番1、585番2、585番3、585番2地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び甲佐町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第221号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

山中1地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱10号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	大字・字	番地
1	山都町	鶴ヶ田字山中	3 5 4 3
2	"	JJ	3 5 4 2
3	"	JI	$3\ 5\ 4\ 0\ -\ 1$
4	"	JI	3 5 3 6
5	"	JI	3 5 3 8
6	"	JI	3 5 9 0
7	"	JI	$3\ 5\ 8\ 8\ -\ 1$
8	"	JI	3 5 8 6
9	"	JI	3 5 8 4
1 0	II	Л	3 5 8 4

熊本県告示第222号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、網田加入区、二見加入区及び八代加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成30年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第223号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年3月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

2 供用を開始する期日 平成30年3月22日

熊本県告示第224号

昭和47年3月31日熊本県告示第243号の5(収納代理金融機関の名称及び位置)の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

表1三菱東京UFJ銀行熊本支店の項中「三菱東京UFJ銀行熊本支店」を「三菱UFJ銀行熊本支店」に改める。

表2三菱東京UFJ銀行の項中「三菱東京UFJ銀行」を「三菱UFJ銀行」に改める。

熊本県告示第225号

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。 平成30年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領 熊本県収納代理金融機関事務取扱要領(昭和60年熊本県告示第271号の11)の一 部を次のように改正する。

別表第1肥後銀行本店の部三菱東京UFJ銀行熊本支店の項中「三菱東京UFJ銀行熊本支店」を「三菱UFJ銀行熊本支店」に改める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

公 告

熊本県公告第164号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、県営天草中央南地区(大平工区)土地改良事業(区画整理)の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

平成30年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
 - 変更後の県営天草中央南地区(大平工区)土地改良事業(区画整理)計画書の写し
- 2 縦覧期間
 - 平成30年3月19日から平成30年4月16日まで
- 3 縦覧場所
 - 天草市役所

熊本県公告第165号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 (2工区)

菊池郡菊陽町大字原水字古閑原3504番1の一部、同3504番3の一部、同35

- 08番1の一部及び同3508番2の一部 357.75平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称) 菊陽町

熊本県公告第166号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により合志市から熊本都市計画ごみ焼却場の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第167号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出について同法第8条第1項及び第2項の規定により八代市及び八代商工会議所から意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成30年3月16日

能本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - スーパーセンタートライアル新八代駅前店

八代市上日置町4422番1 外

- 2 八代市から聴取した意見の概要
 - (1) 敷地内に出入りするには歩道を通過する必要があるため、車と歩行者、自転車への注意喚起をする表示の設置が望ましい。
 - (2) 早朝又は深夜の駐車及び荷下ろし作業等に係る騒音について特に配慮するとともに、特定施設等から低周波音が発生するおそれのある場合はその対策を講じること。 夜間照明については、周辺住民への影響を考慮し、設置箇所及び角度等を検討するとともに、地球温暖化対策の観点から必要最低限の照明基数等を考慮すること。
- 3 八代商工会議所から聴取した意見の概要
 - (1) 来店客分の通行量増加による交通渋滞悪化及び交通事故防止のため、出入口の設定等に配慮が必要。高齢者の交通事故を防止するため、交通安全についての注意喚起等を行う必要がある。
 - (2) 八代地域は自転車及び原動機付自転車による来店客が多いため、駐輪場については設置基準以上の設置が必要と思われる。
 - (3) 荷さばき時間の限定、荷さばき施設の道路境界側への遮音壁の設置、商品搬入業者へのアイドリングストップの周知等の徹底及び必要でない空調設備は積極的に電源を切る等の配慮が必要である。
 - (4) 青少年による犯罪の防止のため、防犯カメラの設置、警備員の定期的な巡回、各教育機関と警察の巡回等の対策が必要である。(5) 夜間の照明は周辺住民の安眠を妨害することがないよう、防犯上の必要最低限の
 - (5) 夜間の照明は周辺住民の安眠を妨害することがないよう、防犯上の必要最低限の 点灯とし、環境保護の観点から、必要でない照明は積極的に消灯する配慮が必要で ある。
 - (6) 市の清掃センターの処理能力を超えないため、ごみ減量対策等への積極的な取組みが必要である。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部八代地域振興局総務部振興課

平成30年3月16日から平成30年4月16日まで

熊本県公告第168号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により益城町から熊本都市計画土地区画整理事業(益城中央被災市街地復興土地区画整理事業)の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登載依頼

熊本県公立大学法人評価委員会公告第4号

平成29年度第4回熊本県公立大学法人評価委員会を次のとおり開催する。

平成30年3月16日

熊本県公立大学法人評価委員会 委員長 小 野 友 道

- 1 開催日時
 - 平成30年3月23日(金)
 - 午後3時00分から(1時間程度)
- 2 開催場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県庁新館2階 201会議室

3 議題

・公立大学法人熊本県立大学第3期中期計画の認可

傍聴者の定員 4

10人

- 傍聴手続 5
 - 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会 (1)議の会場に入ることができる。
 - 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員 (2)を満たした時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
 - 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超 える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県総務部総務私学局県政情報文書課(電話096-333-2061)

八代地域保健医療推進協議会公告第2号

平成29年度第2回八代地域保健医療推進協議会を次のとおり開催する。 なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

平成30年3月16日

八代地域保健医療推進協議会長

開催日時 1

平成30年3月26日(月)午後2時から午後3時30分まで

開催場所

熊本県八代総合庁舎 5階 大会議室 (熊本県八代市西片町1660番地)

3 議題

(1) 第7次八代地域保健医療計画(案)について

傍聴者の定員 4

10人

- 傍聴手続 5
 - 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付の上、 (1)事務局の指示に従い、会場に入ることができる
 - (2)傍聴手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 問合せ先

能本県八代市西片町1660番地

八代地域保健医療推進協議会事務局(熊本県八代保健所総務企画課内) (電話0965-33-3197)

熊本県環境審議会公告第1号

第61回熊本県環境審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

平成30年3月16日

熊本県環境審議会会長 嶋田 純

開催日時 1

平成30年3月26日(月) 午後1時30分から

開催場所

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県庁本館 5階 審議会室

- 議事
- (1)審議事項 ア 「第2

「第27回くまもと環境賞」被表彰者の選考について

(2)報告事項

平成29年度第1回、第2回及び第3回温泉部会における決議事項について

平成30年度公共用水域及び地下水の水質測定計画(案)について

北向山鳥獣保護区北向山特別保護地区の指定について

第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について

第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)(ニホンジカ)の策定について

- 傍聴者の定員
 - 5 人
- 傍聴手続
- (1)傍聴希望者は、会議の開催時刻までに当該審議会の会場において、審議会事務局の 許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、会場にて午後1時から先着順で行い、定員になり次第終了する。
- その他

審議事項ア 「第27回くまもと環境賞」被表彰者の選考については、「審議会等の 会議の公開に関する指針」第3の規定により非公開となる見込み。

7 問い合わせ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県環境審議会事務局 (熊本県環境生活部環境局環境立県推進課)

(電話096-383-1111 内線7321)

熊本県有明海区漁業調整委員会告示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第4項の規定に基づき、熊本県有明海区における漁場計画に関する公聴会の開催日時及び開催場所並びに漁場計画を次のとおり告示する。

平成30年3月16日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 橋本 孝

- 1 開催日時 平成30年3月28日(水)午後2時から
- 2 開催場所 熊本県庁本館13階 1303会議室(熊本市中央区水前寺六丁目18番 1号)
- 3 漁場計画の概要

別表のとおり。

なお、漁場計画の詳細については、当委員会事務局(県庁水産振興課内)において閲 覧に供する。

4 その他

公聴会において意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、従事する漁業又は職業及び意見の概要を記載した書面を平成30年3月27日(火)までに当委員会事務局へ提出してください。

なお、公聴会において、公述者の代理人として意見を述べようとする者は、代理人であることを証明する書面を持参してください。

別表 熊本県有明海区における第14次漁業権切替に関する漁場計画概要

ア 区画漁業権

漁場計画番号	漁業種類及び漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	地元地区
有区第1号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日ま で	荒尾市地先	荒尾市荒尾、大島、 宮内、宮内出目、増 永、一部及び蔵満
有区第2号	建養殖業	9月1日から翌年4月30日ま で	荒尾市牛水地先	荒尾市牛水
有区第3号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日ま で	玉名郡長洲町地先	玉名郡長洲町大字長 洲、梅田及び高浜
有区第4号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日ま で	玉名市岱明町鍋地 先	玉名市岱明町鍋、下 沖洲及び扇崎
有区第5号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日ま で	玉名市岱明町浜田 地先	玉名市岱明町山下、 浜田及び高道
有区第6号		9月1日から翌年4月30日ま で	玉名市滑石地先	玉名市滑石及び小浜
有区第7号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	玉名市大浜町地先	玉名市大浜町新町、上町、西川町、瀬戸町、 中町、天神町、下町、 旭町、汐見、烏帽子、 沖烏帽子及び末広並び に同市大浜町5352番 地、同5356番地、同 5347番地及び同5321番 地
有区第8号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日ま で	玉名市横島町地先	玉名市横島町
有区第9号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日ま で	熊本市西区河内町 地先	熊本市西区河内町台 浜、河内町船津及び 河内町河内
有区第10号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日ま で	熊本市西区河内町 地先	熊本市西区河内町台 浜、河内町船津及び 河内町河内
有区第11号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日ま で	熊本市西区河内町 地先	熊本市西区河内町台 浜、河内町船津及び 河内町河内
有区第12号	建養殖業	9月1日から翌年4月30日ま で	熊本市西区西松尾 町地先	熊本市西区松尾町、 西松尾町
有区第13号		9月1日から翌年4月30日ま で		熊本市西区小島下町、小島一丁目から 九丁目まで

有区第14号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日ま で	熊本市西区沖新町 地先	熊本市西区沖新町
有区第15号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	熊本市西区沖新町 地先	熊本市西区沖新町
有区第16号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	熊本市西区沖新町 地先	熊本市西区沖新町
有区第18号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	熊本市南区畠口町 地先	熊本市南区畠口町
有区第19号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	熊本市南区畠口町 地先	熊本市南区畠口町
有区第20号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	熊本市南区畠口町 地先	熊本市南区畠口町
有区第21号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	熊本市南区畠口町 地先	熊本市南区畠口町
有区第22号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月15日から翌年3月31日 まで	熊本市南区畠口町 地先	熊本市南区畠口町
有区第23号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	熊本市南区海路口 町地先	熊本市南区海路口町
有区第24号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	熊本市南区海路口 町地先	熊本市南区海路口町
有区第25号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	熊本市南区海路口 町地先	熊本市南区海路口町
有区第26号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月15日から翌年3月31日 まで	熊本市南区海路口 町地先	熊本市南区海路口町
有区第27号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	熊本市南区川口町 地先	熊本市南区川口町
有区第28号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月15日から翌年3月31日 まで	熊本市南区川口町 地先	熊本市南区川口町
有区第29号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	宇土市地先	宇土市住吉町及び網 津町
有区第30号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	宇土市地先	宇土市住吉町及び網 津町
有区第31号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで		宇土市住吉町及び網 津町
有区第32号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	宇土市地先	宇土市住吉町及び網 津町
有区第33号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月15日から翌年3月31日 まで	宇土市地先	宇土市住吉町及び網 津町
有区第34号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月15日から翌年3月31日 まで	宇土市地先	宇土市住吉町及び網 津町
有区第35号	建養殖業	まで	宇土市地先	宇土市住吉町及び網 津町
有区第36号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から12月15日まで	宇土市地先	宇土市住吉町及び網 津町
有区第37号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで		宇土市長浜町、戸口 町及び赤瀬町
有区第38号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	宇土市地先	宇土市長浜町、戸口 町及び赤瀬町
有区第39号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から12月15日まで	宇土市地先	宇土市長浜町、戸口 町及び赤瀬町
有区第41号	第1種区画漁業のり浮流 し養殖業	10月20日から翌年4月15日 まで	荒尾市地先 	荒尾市荒尾、大島、 宮内、宮内出目、増
有区第42号	第1種区画漁業のり浮流 し養殖業	10月20日から翌年4月15日まで	玉名市岱明町地先	永、一部及び蔵満 玉名市岱明町鍋、下 沖洲、扇崎、山下、 浜田及び高道
有区第43号	第1種区画漁業のり浮流 し養殖業	10月20日から翌年4月15日まで	玉名市滑石地先	玉名市滑石及び小浜
有区第44号	第1種区画漁業のり浮流 し養殖業	•	玉名市大浜町地先	玉名市大浜町新町、 上町、西川町、瀬戸町、中町、天神町、 下町、旭町、汐見、 烏帽子、沖烏帽子及び末広並びに同市大 浜町5352番地、同 5356番地、同5347番 地及び同5321番地

有区第45号	第1種区画漁業のり浮流 し養殖業	10月20日から翌年4月15日 まで	玉名市横島町地先	玉名市横島町
有区第46号	第1種区画漁業のり浮流 し養殖業	10月20日から翌年4月15日 まで	熊本市及び宇土市地先	熊浜内西町九町路び網内西町、町、町下か新、町町との町、、一で畠び市三町の内町島ま区及土、町の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地
有区第51号	第1種区画漁業わかめ養 殖業	11月1日から翌年4月30日 まで	宇城市三角町地先	宇城市三角町大田 尾、三角浦及び波多
有区第61号	第3種区画漁業はまぐり 養殖業	1月1日から12月31日まで	熊本市西区沖新町 地先	熊本市西区沖新町
有区第71号	第3種区画漁業あさり・ はまぐり養殖業	1月1日から12月31日まで	熊本市南区海路口 町地先	熊本市南区海路口町
有区第72号	第3種区画漁業あさり・ はまぐり養殖業	1月1日から12月31日まで	熊本市南区川口町 地先	熊本市南区川口町
有区第73号	第3種区画漁業あさり・ はまぐり養殖業	1月1日から12月31日まで	宇土市地先	宇土市住吉町及び網 津町

天草不知火海区漁業調整委員会告示第3号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第4項の規定に基づき、天草不知火海区 における漁場計画に関する公聴会の開催日時及び開催場所並びに漁場計画を次のとおり告 示する。

平成30年3月16日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸男

- 開催日時 平成30年3月27日(火)午後1時30分から 開催場所 水前寺共済会館グレーシア 6階「スカイルーム」(熊本市中央区水前寺 1丁目33番18号)
- 漁場計画の概要

別表のとおり。

なお、漁場計画の詳細については、当委員会事務局(熊本県庁水産振興課内)及び熊 本県天草広域本部水産課において閲覧に供する。

その他

公聴会において意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、従事する漁業又は職業及び意見の概要を記載した書面を平成30年3月26日(月)までに当委員会事務局 へ提出してください。

なお、公聴会において、公述者の代理人として意見を述べようとする者は、代理人で あることを証明する書面を持参してください。

別表 天草不知火海区における第14次漁業権切替に関する漁場計画概要

定置漁業権

漁場計画番号	漁業種類及び漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	地元地区
天定第1号	定置漁業ぶり・あじ落 網漁業	1月1日から12月31日まで	天草市天草町大江 地先	天草市天草町
天定第2号	定置漁業ぶり・あじ落 網漁業	1月1日から12月31日まで	天草市天草町大江 地先	天草市天草町大江

区画漁業権

漁場計画番号	漁業種類及び漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	地元地区
天区第31号	第1種区画漁業真珠養殖 業		天草市倉岳町棚底 地先	天草市倉岳町
天区第32号	第1種区画漁業真珠養殖 業		天草市倉岳町棚底 地先	天草市倉岳町
天区第33号	第1種区画漁業真珠養殖 業		天草市倉岳町棚底 地先	天草市倉岳町
天区第209号	第2種区画漁業くるまえ び養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町 登立地先	上天草市大矢野町

	び養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町 維和地先	上天草市大矢野町
天区第228号	第2種区画漁業くるまえ び養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市松島町合 津地先	上天草市松島町
天区第248号	第2種区画漁業くるまえ び養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町 維和地先	上天草市大矢野町
天区第249号	第2種区画漁業くるまえ び養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町 維和地先	上天草市大矢野町
天区第250号	第2種区画漁業くるまえ び養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町 登立地先	上天草市大矢野町
天区第251号		1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町 登立地先	上天草市大矢野町
天区第252号	第2種区画漁業くるまえ び養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町中地先	上天草市大矢野町
天区第310号	第2種区画漁業かに養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町 維和地先	上天草市大矢野町
天区第401号	第1種区画漁業くろまぐ ろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで		天草市牛深町
天区第402号	第1種区画漁業くろまぐ ろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市新和町地先	天草市新和町
天区第403号	第1種区画漁業くろまぐ ろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市栖本町白戸 地先	天草市栖本町
天区第404号		1月1日から12月31日まで	天草市栖本町白戸 地先	天草市栖本町
天区第501号	第1種区画漁業魚類小割 式養殖業(くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町 上地先	上天草市大矢野町
天区第502号		1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町 上地先	上天草市大矢野町
天区第503号	第1種区画漁業魚類小割 式養殖業(くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町 上地先	上天草市大矢野町
天区第504号		1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町 上地先	上天草市大矢野町
天区第505号	第1種区画漁業魚類小割 式養殖業(くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町 中地先	上天草市大矢野町
天区第506号		1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町 中地先	上天草市大矢野町
天区第507号		1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町 中地先	上天草市大矢野町
天区第508号		1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町 維和地先	上天草市大矢野町
天区第509号		1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町 維和地先	上天草市大矢野町
天区第510号		1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町 維和地先	上天草市大矢野町
天区第511号		1月1日から12月31日まで	上天草市松島町合 津地先	上天草市松島町 (阿村を除く)及 び天草市有明町楠 甫
天区第512号	第1種区画漁業魚類小割 式養殖業(くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	上天草市松島町合 津地先	上天草市松島町 (阿村を除く)及 び天草市有明町楠 甫
天区第513号	第1種区画漁業魚類小割 式養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	上天草市松島町合 津地先	上天草市松島町 (阿村を除く)及 び天草市有明町楠 甫

天区第516号	第1種区画漁業魚類小割 式養殖業(くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	天草市天草町大江 地先	天草市天草町
天区第517号		1月1日から12月31日まで	天草市天草町大江 地先	天草市天草町
天区第518号		1月1日から12月31日まで	天草市天草町大江 地先	天草市天草町
天区第519号		1月1日から12月31日まで	天草市河浦町崎津 地先	天草市河浦町河 浦、今富及び崎津 並びに二浦町亀浦 及び早浦
天区第520号	第1種区画漁業魚類小割 式養殖業(くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	天草市牛深町地先	天草市牛深町
天区第521号		1月1日から12月31日まで	天草市牛深町地先	天草市牛深町
天区第522号		1月1日から12月31日まで	天草市牛深町地先	天草市牛深町
天区第523号		1月1日から12月31日まで	天草市牛深町地先	天草市牛深町
天区第524号		1月1日から12月31日まで	天草市牛深町地先	天草市牛深町
天区第525号		1月1日から12月31日まで	天草市牛深町地先	天草市牛深町
天区第527号		1月1日から12月31日まで	天草市久玉町地先	天草市久玉町
天区第528号		1月1日から12月31日まで	天草市久玉町地先	天草市久玉町
天区第529号		1月1日から12月31日まで	天草市久玉町地先	天草市久玉町
天区第530号		1月1日から12月31日まで	天草市久玉町地先	天草市久玉町
天区第531号		1月1日から12月31日まで	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第533号		1月1日から12月31日まで	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第534号		1月1日から12月31日まで	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第535号	第1種区画漁業魚類小割 式養殖業(くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第536号	第1種区画漁業魚類小割 式養殖業(くろまぐろ	1月1日から12月31日まで	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第537号	式養殖業(くろまぐろ	1月1日から12月31日まで	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第539号	養殖業を除く) 第1種区画漁業魚類小割 式養殖業(くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	天草市深海町地先	天草市深海町

天区第540号	式養殖業(くろまぐろ	1月1日から12月31日まで	天草市河浦町宮野 河内地先	天草市河浦町宮野 河内
天区第541号	養殖業を除く) 第1種区画漁業魚類小割 式養殖業(くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	天草市河浦町宮野 河内地先	天草市河浦町宮野 河内
天区第542号		1月1日から12月31日まで	天草市河浦町宮野 河内地先	天草市河浦町宮野 河内
天区第543号		1月1日から12月31日まで	天草市新和町小宮 地地先	天草市新和町
天区第544号		1月1日から12月31日まで	天草市新和町小宮 地地先	天草市新和町
天区第545号		1月1日から12月31日まで	天草市新和町大多 尾地先	天草市新和町
天区第546号		1月1日から12月31日まで	天草市新和町大多 尾地先	天草市新和町
天区第547号		1月1日から12月31日まで	天草市新和町地先	天草市新和町
天区第548号		1月1日から12月31日まで	天草市下浦町地先	天草市楠浦町及び 下浦町
天区第549号		1月1日から12月31日まで	天草市栖本町白戸 地先	天草市栖本町
天区第550号		1月1日から12月31日まで	天草市栖本町白戸 地先	天草市栖本町
天区第551号		1月1日から12月31日まで	天草市栖本町白戸 地先	天草市栖本町
天区第552号		1月1日から12月31日まで	天草市栖本町古江 地先	天草市栖本町
天区第553号		1月1日から12月31日まで	天草市倉岳町棚底 地先	天草市倉岳町
天区第554号		1月1日から12月31日まで	天草市倉岳町棚底 地先	天草市倉岳町
天区第555号		1月1日から12月31日まで	上天草市龍ヶ岳町 大道地先	上天草市龍ヶ岳町 大道
天区第556号		1月1日から12月31日まで	上天草市龍ヶ岳町 大道地先	上天草市龍ヶ岳町 大道
天区第557号		1月1日から12月31日まで	上天草市龍ヶ岳町 大道地先	上天草市龍ヶ岳町 大道
天区第558号		1月1日から12月31日まで	上天草市龍ヶ岳町 大道地先	上天草市龍ヶ岳町 大道
天区第559号		1月1日から12月31日まで	上天草市龍ヶ岳町 大道地先	上天草市龍ヶ岳町 大道
天区第560号		1月1日から12月31日まで	上天草市龍ヶ岳町 高戸地先	上天草市龍ヶ岳町 (大道を除く)
天区第561号		1月1日から12月31日まで	上天草市龍ヶ岳町 樋島地先	上天草市龍ヶ岳町 (大道を除く)

天区第562号	第1種区画漁業魚類小割 式養殖業(くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	天草市御所浦町横 浦地先	天草市御所浦町 (上脇、下脇、上 竹地、下竹地、外 平及び越地地区を 除く)
天区第564号	第1種区画漁業魚類小割 式養殖業(くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	天草市御所浦町牧 島地先	天草市御所浦町 (上脇、下脇、上 竹地、下竹地、外 平及び越地地区を 除く)
天区第565号	第1種区画漁業魚類小割 式養殖業(くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	天草市御所浦町御 所浦地先	天草市御所浦町 (上脇、下脇、上 竹地、下竹地、外 平及び越地地区を 除く)
天区第566号	第1種区画漁業魚類小割 式養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	天草市御所浦町御 所浦地先	天草市御所浦町 (上脇、下脇、上 竹地、下竹地、外 平及び越地地区を 除く)
天区第568号	第1種区画漁業魚類小割 式養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	天草市御所浦町御 所浦地先	天草市御所浦町 (上脇、下脇、上 竹地、下竹地、外 平及び越地地区を 除く)
天区第569号	第1種区画漁業魚類小割 式養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	天草市御所浦町御 所浦地先	天草市御所浦町 (上脇、下脇、上 竹地、下竹地、外 平及び越地地区を 除く)
天区第570号	第1種区画漁業魚類小割 式養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	天草市御所浦町御 所浦地先	天草市御所浦町 (上脇、下脇、上 竹地、下竹地、外 平及び越地地区を 除く)
天区第571号	第1種区画漁業魚類小割 式養殖業(くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	天草市御所浦町御 所浦地先	天草市御所浦町 (上脇、下脇、上 竹地、下竹地、外 平及び越地地区を 除く)
天区第572号	第1種区画漁業魚類小割 式養殖業(くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	天草市御所浦町御 所浦地先	天草市御所浦町 (上脇、下脇、上 竹地、下竹地、外 平及び越地地区を 除く)
天区第573号	第1種区画漁業魚類小割 式養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	天草市御所浦町御 所浦地先	天草市御所浦町 (上脇、下脇、上 竹地、下竹地、外 平及び越地地区を 除く)
天区第574号	第1種区画漁業魚類小割 式養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	天草市御所浦町嵐 口地先	天草市御所浦町上脇、下脇、上竹 地、下竹地、外平 及び越地地区
天区第581号	第1種区画漁業魚類、わかめ養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	島地先	天草市御所浦町 (上脇、下脇、上 竹地、下竹地、州 平及び越地地区を 除く)
天区第591号	第1種区画漁業魚類、藻 類、あわび養殖業 (く ろまぐろ養殖業を除 く)	1月1日から12月31日まで	天草市御所浦町牧 島地先	天草市御所浦町 (上脇、下脇、上 竹地、下竹地、外 平及び越地地区を 除く)

	# 1 F F F Y AL L W T	1848753408048	T # + //n =	T # + //= == -=
天区第592号	類、あわび養殖業(く	1月1日から12月31日まで	天草市御所浦町牧 島地先	(上脇、下脇、上
	ろまぐろ養殖業を除 く)			竹地、下竹地、外平及び越地地区を
天区第593号		1月1日から12月31日まで		
	類、あわび養殖業(く ろまぐろ養殖業を除 く)		所浦地先	(上脇、下脇、上 竹地、下竹地、外 平及び越地地区を
工品签 [0/18	·	1010401044		除く)
大区第394号	類、あわび養殖業(く ろまぐろ養殖業を除	1月1日から12月31日まで	大学巾御所用可風 口地先 	天草市御所浦町上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平
天区第595号	類、あわび養殖業(く	1月1日から12月31日まで	天草市御所浦町嵐 口地先	脇、下脇、上竹
	ろまぐろ養殖業を除く)			地、下竹地、外平 及び越地地区
	建養殖業	9月10日から11月30日まで	地先	浦、須子及び赤崎
天区第602号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月10日から11月30日まで	天草市有明町須子 地先	天草市有明町大 浦、須子及び赤崎
天区第611号	第1種区画漁業とさかの り養殖業	1月1日から6月30日まで	天草市河浦町崎津 地先	天草市河浦町河 浦、今富及び崎津 並びに二浦町亀浦
天区第621号	 第1種区画漁業わかめ養 殖業	 10月1日から翌年5月15日 まで	│ │上天草市大矢野町 │上地先	及び早浦 上天草市大矢野町
天区第622号		10月1日から翌年5月15日 まで	上天草市大矢野町上地先	上天草市大矢野町
	第1種区画漁業わかめ養 殖業	10月1日から翌年5月15日まで	上天草市大矢野町 上地先	
天区第624号	第1種区画漁業わかめ養 随業	10月1日から翌年5月15日まで	上天草市大矢野町 登立地先	上天草市大矢野町
	第1種区画漁業わかめ養 殖業	10月1日から翌年5月15日まで	上天草市大矢野町 登立地先	
	殖業	まで	上天草市大矢野町 中地先	
	殖業	10月1日から翌年5月15日まで	維和地先	
	殖業	10月1日から翌年5月15日 まで	上天草市大矢野町 維和地先	
	第1種区画漁業わかめ養 殖業	まで	上天草市大矢野町 湯島地先	
	殖業	10月1日から翌年5月15日まで	天草郡苓北町上津 深江地先	
	殖業	10月1日から翌年5月15日 まで	天草市深海町地先	
	殖業	10月1日から翌年5月15日 まで	天草市深海町地先	
	殖業	10月1日から翌年5月15日まで	天草市深海町地先	
	殖業	10月1日から翌年5月15日 まで	天草市深海町地先	
	殖業	10月1日から翌年5月15日まで	天草市深海町地先	
	殖業	10月1日から翌年5月15日 まで	天草市深海町地先	
	第1種区画漁業わかめ養 殖業	まで	天草市深海町地先	
	殖業	10月1日から翌年5月15日 まで	天草市倉岳町棚底 地先	
	殖業	10月1日から翌年5月15日 まで	天草市倉岳町棚底 地先	
天区第640号	第1種区画漁業わかめ養 殖業	10月1日から翌年5月15日まで	上天草市龍ヶ岳町 樋島地先	天草市倉岳町

天区第651号	第1種区画漁業わかめ・ くろめ養殖業	10月1日から翌年5月15日まで	天草市五和町鬼池 地先	天草市五和町
天区第652号	第1種区画漁業わかめ・ くろめ養殖業	10月1日から翌年5月15日まで	天草市五和町鬼池地先	天草市五和町
天区第653号	第1種区画漁業わかめ・ くろめ養殖業	10月1日から翌年5月15日 まで	天草市五和町鬼池地先	天草市五和町
天区第661号	第1種区画漁業わかめ・ ひじき養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市有明町大浦 地先	天草市有明町大浦
天区第662号	第1種区画漁業わかめ・ ひじき養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市河浦町宮野 河内地先	天草市河浦町宮野 河内
天区第671号	第1種区画漁業わかめ・ ひおうぎ養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市新和町大多 尾地先	天草市新和町
天区第672号	第1種区画漁業わかめ・ ひおうぎ養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市新和町大多 尾地先	天草市新和町
天区第673号	第1種区画漁業わかめ・ ひおうぎ養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市新和町大多 尾地先	天草市新和町
天区第681号	第1種区画漁業わかめ・ かき養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町 中地先	上天草市大矢野町
天区第682号	第1種区画漁業わかめ・ かき養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町 中地先	上天草市大矢野町
	さひび建養殖業	まで	上天草市大矢野町 中地先	上天草市大矢野町
	さひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日 まで	上天草市大矢野町 中地先	
天区第703号	さひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日 まで	天草市五和町御領 地先	
	さひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日 まで	天草市五和町御領 地先	
天区第705号	さひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日 まで	天草郡苓北町富岡 地先	天草郡苓北町
天区第706号	第1種区画漁業ひとえぐ さひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日まで	天草市河浦町崎津 地先	天草市河浦町河 浦、今富及び崎津 並びに二浦町亀浦 及び早浦
天区第707号	第1種区画漁業ひとえぐ さひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日 まで	天草市河浦町崎津 地先	
天区第708号	第1種区画漁業ひとえぐ さひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日 まで	天草市牛深町地先	
天区第709号	第1種区画漁業ひとえぐ さひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日 まで	天草市牛深町地先	天草市牛深町
天区第710号	第1種区画漁業ひとえぐ さひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日 まで	天草市牛深町地先	天草市牛深町
天区第711号	第1種区画漁業ひとえぐ さひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日 まで	天草市深海町地先	天草市深海町
	さひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日 まで	天草市深海町地先	
	さひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日 まで	天草市深海町地先	
	さひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日 まで	天草市深海町地先	
	さひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日 まで	天草市深海町地先	
	さひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日 まで	天草市深海町地先	
	さひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日まで	天草市深海町地先	
	さひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日 まで	天草市深海町地先	
	さひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日 まで	天草市河浦町宮野 河内地先	河内
天区第720号	さひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日 まで	河内地先	河内
	1	8月20日から翌年4月30日	天草市河浦町宮野	天草市河浦町宮野

天区第722号		8月20日から翌年4月30日	天草市河浦町宮野	
天区第723号	<u>さひび建養殖業</u> 第1種区画漁業ひとえぐ	まで 8月20日から翌年4月30日	河内地先 天草市河浦町宮野	河内 天草市河浦町宮野
八世界120万	さひび建養殖業	まで	河内地先	河内
天区第724号		8月20日から翌年4月30日	天草市河浦町宮野	天草市河浦町宮野
王区第725只	<u>さひび建養殖業</u> 第1種区画漁業ひとえぐ	まで 8月20日から翌年4月30日	河内地先 天草市河浦町宮野	河内 天草市河浦町宮野
人区第120万	さひび建養殖業	まで	河内地先	
天区第726号	第1種区画漁業ひとえぐ	8月20日から翌年4月30日	天草市河浦町宮野	天草市河浦町宮野
天区第727号	さひび建養殖業	まで 8月20日から翌年4月30日	河内地先 天草市河浦町宮野	河内 天草市河浦町宮野
大区第121万	ポー性区画温来ひこんへ さひび建養殖業	まで	大学市河浦町呂野 河内地先	大学市河浦町呂野 河内
天区第728号	第1種区画漁業ひとえぐ	8月20日から翌年4月30日	天草市河浦町宮野	天草市河浦町宮野
 天区第729号	さひび建養殖業	まで 8月20日から翌年4月30日	河内地先	河内
大区第/29万	弗 俚区画温耒ひとえく さひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日 まで	天草市河浦町宮野 河内地先	天草市河浦町宮野 河内
天区第730号	第1種区画漁業ひとえぐ	8月20日から翌年4月30日	天草市河浦町宮野	天草市河浦町宮野
T = # 701 =	さひび建養殖業	まで	河内地先	河内
大区界/31号	第 種凶画漁業ひとえぐ さひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日 まで	天草市河浦町宮野 河内地先	天草市河浦町宮野 河内
天区第732号	第1種区画漁業ひとえぐ	8月20日から翌年4月30日	天草市河浦町宮野	天草市河浦町宮野
工 (5 / 4 7 7 0 7	さひび建養殖業	まで 3月54日20日	河内地先	河内
大区第/33号	第 種凶画漁業ひとえぐ さひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日まで	天草市河浦町宮野 河内地先	天草市河浦町宮野 河内
天区第734号	第1種区画漁業ひとえぐ	8月20日から翌年4月30日	天草市河浦町宮野	天草市河浦町宮野
	さひび建養殖業	まで	河内地先	河内
天区第735号	第1種凶画漁業ひとえぐ さひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日 まで	天草市河浦町宮野 河内地先	│天草市河浦町宮野 │河内
天区第736号		8月20日から翌年4月30日	天草市河浦町宮野	天草市河浦町宮野
	さひび建養殖業	まで	河内地先	河内
天区第737号	第1種区画漁業ひとえぐ さひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日まで	天草市河浦町宮野 河内地先	│天草市河浦町宮野 │河内
天区第738号		8月20日から翌年4月30日	天草市河浦町宮野	天草市河浦町宮野
	さひび建養殖業	まで	河内地先	河内
天区第/39号	第1棟区画漁業ひとえぐ さひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日 まで	天草市河浦町宮野 河内地先	天草市河浦町宮野 河内
天区第740号	第1種区画漁業ひとえぐ	8月20日から翌年4月30日	天草市河浦町宮野	天草市河浦町宮野
	さひび建養殖業	まで	河内地先	河内
天区第/41号	第1種区画漁業ひとえぐ さひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日 まで	天草市河浦町宮野 河内地先	天草市河浦町宮野 河内
天区第742号		8月20日から翌年4月30日	天草市河浦町宮野	
	さひび建養殖業	まで	河内地先	河内
天区第/43号	第1種区画漁業ひとえぐ さひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日まで	天草市河浦町宮野 河内地先	天草市河浦町宮野 河内
天区第744号		8月20日から翌年4月30日	天草市河浦町宮野	
	さひび建養殖業	まで	河内地先	河内
天区第/45号	第1棟区画漁業ひとえぐ さひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日 まで	天草市河浦町宮野 河内地先	天草市河浦町宮野 河内
天区第746号		8月20日から翌年4月30日	天草市河浦町宮野	
	さひび建養殖業	まで	河内地先	河内
大区第747号	第1種区画漁業ひとえぐ さひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日 まで	天草市河浦町宮野 河内地先	│天草市河浦町宮野 │河内
天区第748号		8月20日から翌年4月30日	天草市河浦町宮野	天草市河浦町宮野
	さひび建養殖業	まで	河内地先	河内
大凶第/49号	第1種区画漁業ひとえぐ さひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日 まで	天草市新和町小宮 地地先	天草市新和町
天区第750号		8月20日から翌年5月31日	天草市新和町小宮	天草市新和町
	さひび建養殖業	まで	地地先	
大区第751号	第1種区画漁業ひとえぐ さひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日 まで	天草市新和町小宮 地地先	天草市新和町
天区第752号		8月20日から翌年5月31日		 天草市新和町
	さひび建養殖業	まで	地地先	
天区第753号	第1種区画漁業ひとえぐ さひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日 まで	天草市新和町小宮 地地先	天草市新和町
天区第754号		8月20日から翌年5月31日	天草市新和町小宮	天草市新和町
· -	さひび建養殖業	まで	地地先	

天区第755号	第1種区画漁業ひとえぐ さひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日 まで	天草市新和町小宮 地地先	天草市新和町
天区第756号	第1種区画漁業ひとえぐ	8月20日から翌年5月31日	天草市新和町小宮	天草市新和町
天区第757号		まで 8月20日から翌年5月31日		天草市新和町
天区第758号	さひび建養殖業 第1種区画漁業ひとえぐ	まで 8月20日から翌年5月31日	地地先 天草市新和町小宮	 天草市新和町
天区第750号	さひび建養殖業 第1種区画漁業ひとえぐ	まで 8月20日から翌年5月31日	地地先 天草市新和町大多	天草市新和町
	さひび建養殖業	まで	尾地先	
	さひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日 まで	天草市新和町大多 尾地先	天草市新和町
天区第761号	第1種区画漁業ひとえぐ さひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日 まで	天草市新和町大多 尾地先	天草市新和町
天区第762号		8月20日から翌年5月31日 まで	天草市新和町大多 尾地先	天草市新和町
天区第763号		8月20日から翌年5月31日 まで	天草市新和町大多 尾地先	天草市新和町
天区第764号	第1種区画漁業ひとえぐ	8月20日から翌年5月31日	天草市新和町大多	天草市新和町
天区第765号		まで 8月20日から翌年5月31日		天草市新和町
天区第766号		まで 8月20日から翌年5月31日	尾地先 天草市新和町大多	天草市新和町
天区第767号	さひび建養殖業 第1種区画漁業ひとえぐ	まで 8月20日から翌年5月31日	<u>尾地先</u> 天草市新和町大多	 天草市新和町
天区第768号	さひび建養殖業 第1種区画海業ひとえぐ	まで 8月20日から翌年5月31日	尾地先 天草市新和町大多	天草市新和町
	さひび建養殖業	まで 8月20日から翌年5月31日	尾地先	
	さひび建養殖業	まで	尾地先	天草市新和町
天区第770号	さひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日 まで	天草市新和町大多 尾地先	天草市新和町
天区第771号	第1種区画漁業ひとえぐ さひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日 まで	天草市新和町大多 尾地先	天草市新和町
天区第772号		8月20日から翌年5月31日 まで	天草市新和町大多 尾地先	天草市新和町
天区第773号		8月20日から翌年5月31日 まで		天草市新和町
天区第774号	第1種区画漁業ひとえぐ	8月20日から翌年5月31日	天草市新和町大多	天草市新和町
天区第775号		まで 8月20日から翌年5月31日		天草市新和町
天区第776号		まで 8月20日から翌年5月31日		 天草市新和町
天区第777号	さひび建養殖業 第1種区画漁業ひとえぐ	<u> まで</u> 8月20日から翌年5月31日	<u>尾地先</u> 天草市倉岳町宮田	天草市倉岳町
天区第778号	さひび建養殖業 第1種区画漁業ひとえぐ	まで 8月20日から翌年5月31日	地先 天草市倉岳町棚底	天草市倉岳町
	さひび建養殖業	まで 8月20日から翌年4月30日	地先 上天草市龍ヶ岳町	
	さひび建養殖業	まで	高戸地先	(大道を除く)
	さひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日 まで	上天草市龍ヶ岳町 高戸地先	(大道を除く)
天区第781号	第1種区画漁業ひとえぐ さひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日 まで	天草市御所浦町御 所浦地先	天草市御所浦町 (上脇、下脇、上
				竹地、下竹地、外 平及び越地地区を 除く)
天区第801号	第1種区画漁業真珠貝垂 下式養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市松島町阿 村地先	上天草市松島町阿村
天区第802号		1月1日から12月31日まで		上天草市松島町及 び天草市有明町楠
天区第803号	第1種区画漁業真珠貝垂 下式養殖業	 1月1日から12月31日まで	上天草市松島町合 津地先	<u>甫</u> 上天草市松島町
	口人民作木	<u>!</u>	<u> / ギャピノレ</u>	ļ

天区第804号	第1種区画漁業真珠貝垂 下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市河浦町崎津 地先	天草市河浦町今富 及び崎津並びに二 浦町亀浦及び早浦
天区第805号	第1種区画漁業真珠貝垂 下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市河浦町崎津 地先	西町電畑及び平周 天草市河浦町今富 及び崎津並びにニ 浦町亀浦及び早浦
天区第806号	第1種区画漁業真珠貝垂 下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市新和町大多 尾地先	天草市新和町
天区第807号	第1種区画漁業真珠貝垂 下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市下浦町地先	天草市楠浦町及び 下浦町
	第1種区画漁業真珠貝垂 下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市倉岳町棚底 地先	天草市倉岳町
	第1種区画漁業真珠貝垂 下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市倉岳町棚底 地先	天草市倉岳町
	第1種区画漁業真珠貝垂 下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市倉岳町棚底 地先	天草市倉岳町
天区第811号	第1種区画漁業真珠貝垂 下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市御所浦町牧 島地先	天草市御所浦町 (上脇、下脇、上 竹地、下竹地、外 平及び越地地区を 除く)
天区第821号	第1種区画漁業ひおうぎ 垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町 上地先	上天草市大矢野町
	第1種区画漁業ひおうぎ 垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町 上地先	上天草市大矢野町
	垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町 登立地先	上天草市大矢野町
	垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町 登立地先	上天草市大矢野町
	垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草郡苓北町富岡 地先	天草郡苓北町
	垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草郡苓北町富岡 地先	天草郡苓北町
	垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草郡苓北町富岡 地先	天草郡苓北町
	垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市天草町大江 地先	天草市天草町
	垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市河浦町崎津 地先	及び崎津並びに二 浦町亀浦及び早浦
天区第830号	第1種区画漁業ひおうぎ 垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市河浦町崎津地先	天草市河浦町今富 及び崎津並びに二 浦町亀浦及び早浦
天区第831号	第1種区画漁業ひおうぎ 垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市河浦町崎津 地先	天草市河浦町今富 及び崎津並びに二 浦町亀浦及び早浦
天区第832号	第1種区画漁業ひおうぎ 垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市河浦町崎津 地先	天草市河浦町今富 及び崎津並びに二 浦町亀浦及び早浦
天区第833号	第1種区画漁業ひおうぎ 垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市魚貫町地先	天草市魚貫町
	第1種区画漁業ひおうぎ 垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで		
	第1種区画漁業ひおうぎ 垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市龍ヶ岳町 樋島地先	上天草市龍ヶ岳町 樋島
	第1種区画漁業ひおう ぎ・かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市倉岳町棚底 地先	天草市倉岳町
	第1種区画漁業かき垂下 式養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町 中地先	上天草市大矢野町
	第1種区画漁業かき垂下 式養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町 中地先	上天草市大矢野町
天区第853号	第1種区画漁業かき垂下 式養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市松島町合 津地先	上天草市松島町及 び天草市有明町楠 甫
天区第854号	第1種区画漁業かき垂下 式養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市松島町合 津地先	上天草市松島町

	T	-	T	T
	式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市有明町大浦 地先	天草市有明町大浦
天区第856号	第1種区画漁業かき垂下 式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草郡苓北町富岡 地先	天草郡苓北町
天区第857号	第1種区画漁業かき垂下 式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草郡苓北町富岡 地先	天草郡苓北町
天区第858号	第1種区画漁業かき垂下 式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草郡苓北町富岡 地先	天草郡苓北町
天区第859号	第1種区画漁業かき垂下 式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草郡苓北町富岡 地先	天草郡苓北町
天区第860号	第1種区画漁業かき垂下 式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第861号	第1種区画漁業かき垂下 式養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市龍ヶ岳町 大道地先	上天草市龍ヶ岳町 大道
天区第862号		1月1日から12月31日まで		上天草市龍ヶ岳町大道
天区第863号		1月1日から12月31日まで	上天草市龍ヶ岳町 樋島地先	上天草市龍ヶ岳町
天区第864号	第1種区画漁業かき垂下 式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市御所浦町牧島地先	天草市御所浦町 (上脇、下脇、上 竹地、下竹地、外 平及び越地地区を 除く)
天区第865号	第1種区画漁業かき垂下 式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市御所浦町御 所浦地先	天草市御所浦町 (上脇、下脇、上 竹地、下竹地、外 平及び越地地区を 除く)
天区第871号	第1種区画漁業あわび・ うに養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市河浦町崎津 地先	天草市河浦町河 浦、今富及び崎津 並びに二浦町亀浦 及び早浦
天区第872号	第1種区画漁業あわび・ うに養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市五和町二江 地先	天草市五和町
火区第101号	第1種区画漁業魚類小割 式養殖業(くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	葦北郡芦北町竹島 地先	章北郡芦北町 (芦 北町井牟田、波多 島、田浦町、杉 迫、小田浦及び海 浦を除く)
火区第102号	第1種区画漁業魚類小割 式養殖業(くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	葦北郡芦北町女島 地先	章北郡芦北町 (芦 北町井牟田、波多 島、田浦町、杉 迫、小田浦及び海 浦を除く)
火区第103号	第1種区画漁業魚類小割 式養殖業(くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	葦北郡津奈木町福 浦地先	章北郡津奈木町
火区第104号	第1種区画漁業魚類小割 式養殖業(くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	葦北郡津奈木町福 浦地先	葦北郡津奈木町
火区第105号	第1種区画漁業魚類小割 式養殖業(くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	葦北郡津奈木町沖 の島地先	葦北郡津奈木町
火区第106号	第1種区画漁業魚類小割 式養殖業(くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	葦北郡津奈木町合 串地先	葦北郡津奈木町
火区第107号	第1種区画漁業魚類小割 式養殖業(くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	葦北郡津奈木町合 串地先	葦北郡津奈木町
火区第108号	第1種区画漁業魚類小割 式養殖業(くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	葦北郡津奈木町平 国地先	葦北郡津奈木町
火区第201号		9月1日から翌年4月30日ま で	宇城市三角町郡浦 地先	宇城市三角町前 越、中村及び郡浦

火区第202号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	宇城市三角町大岳 地先	宇城市三角町前 越、中村、郡浦、 里浦、手場及び大
火区第203号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	宇城市三角町大岳 地先	ロ 宇城市三角町前 越、中村、郡浦、 里浦、手場及び大
火区第211号	第1種区画漁業のり浮流 し養殖業	10月20日から翌年4月15日 まで	宇城市三角町大岳 地先	宇城市三角町前 越、中村、郡浦、 里浦、手場及び大
火区第221号	第1種区画漁業あおのり ひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日ま で	八代市鏡町地先	八代市鏡町
火区第222号	第1種区画漁業あおのり ひび建養殖業	9月1日から翌年3月31日まで	八代市葭牟田町地 先	八代市 (鏡町 千 丁町、昭和明徴 日 で 明 和 日 進 町 、 千 田 明 戦 日 の 田 が 、 二 見 本 二 見 赤 松 町 、 二 見 野 町 及 び こ 見 野 町 を 除 く)
火区第223号	第1種区画漁業あおのり ひび建養殖業	9月1日から翌年5月31日ま で	八代市二見洲口町 地先	八代市二見洲口町
火区第231号	第1種区画漁業あおのり 浮流し養殖業	9月1日から翌年5月31日まで		八代市塩屋町、栽開町、建馬町、築添町、八幡町、本町
	浮流し養殖業	9月1日から翌年5月31日まで		八代市 (鏡町、千町 昭和明代市、昭和明徴 日本 の 田本 の 田本 の 田本 の の の の の の の の の の の の
火区第233号	第1種区画漁業あおのり 浮流し養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	八代市高植本町地 先	八代市 (鏡町、千 町田 田和明徴 日 の 田和明徴 日 の 田本 二見 本 二 見
火区第234号	第1種区画漁業あおのり 浮流し養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	八代市水島町地先	八代市 (鏡町、千 丁町、昭和明徴日 田和、昭和世二見本 の一、 の一、 の一、 の一、 の一、 の一、 の一、 の一、 の一、 の一、
火区第235号	第1種区画漁業あおのり 浮流し養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	八代市高植本町地 先	八代市(領 一 で で で で で の で の の の の の の の の の の の の の

业区签241号	第1種区画漁業こんぶ・	10月1日から翌年4月30日	水俣市西湯之児地	水俣市
	わかめ養殖業	まで	先	
	第1種区画漁業こんぶ・ わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日 まで	水俣市明神町地先	水俣市
	第1種区画漁業わかめ養 殖業	まで	浦地先	宇城市三角町大田 尾、三角浦及び波 多
	殖業	11月1日から翌年4月30日 まで	宇城市三角町三角 浦地先	宇城市三角町大田 尾、三角浦及び波 多
火区第253号	第1種区画漁業わかめ養 殖業	11月1日から翌年4月30日 まで	宇城市三角町白瀬地先	宇城市三角町大田 尾、三角浦及び波 多
	さひび建養殖業	10月1日から翌年5月31日 まで	葦北郡津奈木町赤 <u>崎地先</u>	章北郡津奈木町
	さひび建養殖業	10月1日から翌年5月31日 まで	崎地先	章北郡津奈木町
	さひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日ま で		水俣市明神町
	さひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日ま で		水俣市明神町
	第1種区画漁業ひとえぐ さひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日ま で		水俣市明神町
	第1種区画漁業ひとえぐ さひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日ま で		水俣市明神町
-	さひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日ま で		
火区第301号	第1種区画漁業真珠貝垂 下式養殖業	1月1日から12月31日まで	葦北郡芦北町大矢 地先	章北郡芦北町 (芦 北町井牟田、波多 島、田浦町、杉 迫、小田浦及び海 浦を除く)
火区第311号	第1種区画漁業ひおうぎ 垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	水俣市西湯之児地 先	水俣市
火区第321号	第1種区画漁業かきひび 建養殖業	1月1日から12月31日まで	宇城市三角町戸馳 地先	宇城市三角町
	建養殖業	1月1日から12月31日まで	八代市鏡町北新地 地先	八代市鏡町
火区第323号	第1種区画漁業かきひび 建養殖業	1月1日から12月31日まで	水俣市袋地先	水俣市袋
	式養殖業	1月1日から12月31日まで	地先	宇城市三角町
	式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇城市三角町戸馳 地先	宇城市三角町
	式養殖業	1月1日から12月31日まで	八代市鏡町北新地地先	八代市鏡町
	第1種区画漁業かき垂下 式養殖業	1月1日から12月31日まで	地先	章北郡芦北町女 島、計石
	第1種区画漁業かき垂下 式養殖業	1月1日から12月31日まで	葦北郡津奈木町福 浦地先	章北郡津奈木町福 浦
	第1種区画漁業かき垂下 式養殖業	1月1日から12月31日まで	葦北郡津奈木町合 串地先	章北郡津奈木町合 串
	第1種区画漁業かき垂下 式養殖業	1月1日から12月31日まで	泊地先	章北郡津奈木町大 泊
-	第1種区画漁業かき垂下 式養殖業	1月1日から12月31日まで	泊地先	章北郡津奈木町大 泊
	第1種区画漁業かき垂下 式養殖業	1月1日から12月31日まで	水俣市西湯之児地 先	水俣市西湯之児
	第1種区画漁業かき垂下 式養殖業	1月1日から12月31日まで	水俣市明神町地先	水俣市明神町
火区第341号	第1種区画漁業かき垂下 式養殖業	1月1日から12月31日まで	水俣市明神町地先	水俣市明神町
	第1種区画漁業かき垂下 式養殖業	1月1日から12月31日まで	水俣市袋地先	水俣市袋
火区第343号		1月1日から12月31日まで	水俣市袋地先	水俣市袋